

令和8年度山口市予防接種計画

1. A類疾病の定期予防接種

山口市健康増進課

予防接種名		対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
BCG(結核)		生後1歳に至るまで	生後5～8月	1回	
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2～8月	3回	27日以上の間隔を置いて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて1回接種
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～7月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加		1期初回終了後6～18月	1回	1期初回接種終了後6月以上、標準的には6月から18月までの間隔をおく
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加		1期初回終了後12～18月	1回	1期初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおく
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	小学6年生	1回	予診票は学校を通じて配布 接種の際は保護者同伴
ポリオ(急性灰白髄炎)	初回	生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2～11月	3回	20日以上の間隔をおく
	追加		初回終了後12～18月	1回	初回接種終了後6月以上の間隔をおく
MR(麻しん・風しん) (※1)	1期	生後12月から24月に至るまで	—	1回	
	2期	5歳以上7歳未満であって、 <b>小学校就学前の1年間</b>	—	1回	
	5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	—	1回	抗体検査を前置する
水痘	初回	生後12月から36月に至るまで	生後12～14月	1回	
	追加		初回終了後6～12月	1回	初回接種終了後3月以上の間隔をおく
日本脳炎	1期初回	生後6月から90月(7歳半)に至るまで及び特例対象者	3歳	2回	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく
	1期追加		4歳	1回	初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に接種
	2期	9歳以上13歳未満及び特例対象者	小学4年生	1回	予診票は学校を通じて配布 接種の際は保護者同伴
ロタウイルス (右記のいずれかを選択)	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日まで	初回接種は、生後2月～生後14週6日	2回	27日以上の間隔をおく
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日まで		3回	27日以上の間隔をおく
RSウイルス	組換えRSウイルスワクチン	妊娠28週から37週に至るまでの者	—	1回(妊娠毎)	

# 令和8年度山口市予防接種計画

## 1. A類疾病の定期接種

山口市健康増進課

予防接種名	対象年齢	接種開始時期 ※接種開始時期によって接種回数異なります。	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2～60月 (5歳)未満	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月から7月に至るまでの間	4回(初回3回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で3回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7日以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回(初回2回、追加1回)	・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で2回接種(医師が必要と認めるときは20日以上) ・追加:初回接種終了後7日以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回接種
		生後12月から60月に至るまで		1回	
小児用肺炎球菌	生後2～60月 (5歳)未満	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月から7月に至るまでの間	4回(初回3回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合、3回目の接種は行わない。 ・追加:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月以降、標準的には生後12～15月に至るまでに1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回(初回2回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて2回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行う。超えた場合は行わない。 ・追加:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月以降に1回接種
		生後12月から24月に至るまで		2回	60日以上の間隔をおいて2回接種
		生後24月から60月に至るまで		1回	
予防接種名	対象年齢	接種開始時期 ※接種開始時期によって接種回数異なります。	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
子宮頸がん予防	シルガード9 (9価)	小学6年生から高校1年生の年齢相当にある女子  ※シルガード9(9価)2回接種の対象年齢は、小学校6年生の学年から、15歳の誕生日の前日(15歳未満)までとする。 ※シルガード9(9価)は15歳になるまでの間に1回目の接種を行えば、2回での接種完了を可能とする。	中学1年生	2回	・標準的には初回接種の6月後の2回接種とする。(初回から2回目までの接種間隔は最低5月以上とし、5カ月未満で2回目を接種した場合は合計3回の接種とする。2価及び4価HPVワクチンとの交互接種となる場合は3回接種とする。
				3回	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種

(※1)MR1期、2期、風しん5期の接種について

第1期(令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者)、第2期(令和6年度における対象者:5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間の間にある者)、第5期(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分である者)については、令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて接種を実施しても差し支えないこととする。